

松本市海外都市交流委員会会則

第1章 総 則

(名称及び事務局)

第1条 本会は松本市海外都市交流委員会と称する。

本会の事務局は中央1丁目18番1号(Mウイング内)に置く。

(目 的)

第2条 本会は松本市民と海外姉妹・友好都市及びその他の海外諸都市の市民との間に有益な交流を生み出し、教育、文化、芸術、スポーツ、産業、経済の発展を促し、市民の福祉に寄与していくことを目的とする。

第2章 部 会

(名称及び目的)

第3条 本会に、第3章に掲げる事業を円滑に実施するために会員の自主的な参画により活動を行う次の部会を設置する。

- (1) カトマンズ部会 松本市の姉妹都市であるネパール・カトマンズ市との交流を推進する。
- (2) 廊坊部会 松本市の友好都市である中国・廊坊市との交流を推進する。
- (3) グリンデルワルト部会 松本市の姉妹都市であるスイス・グリンデルワルト村との交流を推進する。

第4条 各部会は必要に応じて内規を定める。

(特別部会)

第5条 会長が必要と認めるときは特別部会を設置できるものとする。

第6条 3姉妹・友好都市以外の海外都市との交流支援事業については、その都度、本会会長と協議するものとする。

第3章 事 業

(事 業)

第7条 本会は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 市民相互の交流に関する事業
- (2) 教育、文化、芸術、スポーツ、産業、経済等の交流に関する事業
- (3) 交流に必要な知識を高めるための研修会、研究会等に関する事業
- (4) 国際交流の趣旨の普及に関する事業
- (5) その他目的達成に必要な事業

第4章 会員及び会費

(会 員)

第8条 本会の会員は会の目的(第2条)に賛同する個人会員、団体会員、特別団体会員をもって組織する。

- (1) 個人会員は本会の目的に賛同する個人とする。
- (2) 団体会員は本会の目的に賛同し、本会を支援する団体及び事業所とする。
- (3) 特別団体会員は本会の目的に賛同し、本会を支援する同好会、クラブ、サークル及びこれに類する団体とし、5名を上限として、その団体に所属する者を本会特別会員として登録ができる。
- (4) 会員は希望する部会に登録することができる。また、兼ねることもできる。

(会 費)

第9条 本会の会費の額は次のとおりとする。

- (1) 団体会員 1口 年額10,000円
- (2) 特別団体会員 1口 年額10,000円
- (3) 個人会員 1口 年額 2,000円

第5章 役 員

(本会役員)

第10条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1 名
- (2) 副会長(各部部长) 3 名
- (3) 監 事 若干名

(部会役員)

第11条 各部に次の役員を置く。

- (1) 部部长(本会副会長兼務) 1 名
- (2) 副部长 若干名
- (3) 部会理事 若干名

(顧問及び参与)

第12条 本会に顧問及び参与をおくことができる。各部会からの推薦によって選出し、総会において決定する。

(会 長)

第13条 会長は松本市長とし、本会を代表し会務を総括する。

(副会長)

第14条 副会長は各部の部部长をもってこれに充てるものとする。また会長に事故あるときはこれを代行する。

(監 事)

第15条 監事は総会において選出し、本会の会計を監査する。

(部部长及び副部长)

第16条 部部长は各部会において部会員の中から選任し、副部长は部会員の中から部部长が指名する。

(部会理事)

第17条 部会理事は各部会において部会員の中から選任する。

(役員の承認及び任期)

第18条 役員は総会で承認されなければならない。

第19条 役員の任期は2年とし、再任を妨げない。

第20条 補欠による役員の任期は前任者の残任期間とする。

第6章 会議及び期間

(総 会)

第21条 総会は毎年1回開催する。ただし、会長が必要と認めたときは臨時総会を開催することができる。

2 総会は会員の過半数が出席しなければ、これを開会することはできない。ただし、あらかじめ通知された事項について書面により表決をし、又は他の会員に表決を委任したものは出席者とみなす。

(総会付議事項)

第 22 条 通常総会は決議機関として次の事項を審議し承認する。

- (1) 事業計画及び収支予算
- (2) 事業報告及び収支決算
- (3) 正副部会長会及び部会理事会に於いて必要と認めた事項
- (4) その他本会の運営に必要な事項

(議 長)

第 23 条 総会の議長は会長をもってこれに充てる。

(議 決)

第 24 条 総会及び部会理事会の議決は、それぞれの出席者の過半数によるものとし、可否同数の場合は議長の決するところとする。ただし、役員の解任、会則の改正は出席者の3分の2により決する。

(正副部会長会)

第 25 条 正副部会長会は各部会の部会長及び副部会長をもって構成し、事務局がこれを招集し、次の事項を掌る。部会理事会にて審議された事項及びその他事項を審議する。

- (1) 総会に提出する議案に関する事項
- (2) 役員等(顧問、参与、本会役員及び部会役員)の選任に関する事項
- (3) その他会長が必要と認めた事項

(部会理事会)

第 26 条 部会理事会は部会役員をもって構成し、部会長がこれを招集し、次の事項を掌る。

- (1) 総会に提出する議案に関する事項
- (2) 役員等(顧問、参与、本会役員及び部会役員)の選任に関する事項
- (3) その他会長が必要と認めた事項

第7章 事務局

(事務局)

第 27 条 本会の運営及び業務執行のため、松本市役所住民自治局人権共生課内に事務局をおく。事務局長は松本市住民自治局長とし、事務局次長を人権共生課長とする。事務局長の統括のもとに事務局職員が運営にあたる。

第8章 会 計

(会計年度)

第 28 条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(経費等)

第 29 条 本会の経費は会費、補助金、委託料、寄付金及びその他の収入をもってこれに充てる。

第 30 条 その他、会計に必要な事項は別に定める。

第9章 雑則

(補則)

第 31 条 この会則に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

本会則は平成24年4月、本会発足時より施行する。

附 則

本会則は令和元年5月24日から施行する。

附 則

本会則は令和3年6月25日から施行する。

附 則

本会則は令和6年5月20日から施行する。